

循環型社会形成に向けた県の取組状況について

1 重点取組の推進

(1) プラスチック資源循環の推進【環境政策課】

ア「もったいない・あおもり県民運動」

① 取組概要

環境への負荷の少ない持続可能な青森型社会の形成を目指し、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、「もったいない」の意識を持って、環境に配慮した活動に取り組む、「もったいない・あおもり県民運動」の一層の推進を図るため、以下の取組を進めている。

② レジ袋の無料配布中止の推進

ごみ減量に努める契機とするため、事業者及び協力団体等と協定を締結し、平成20年度からレジ袋の無料配布中止を推進しており、令和2年度は、96,168,150枚のレジ袋が削減され、平成20年度からの累計では、1,251,101,829枚（岩木山約23個分）のレジ袋が削減された。

【令和2年度実績】

年 度	レジ袋削減枚数	削減石油量（ドラム缶換算）	削減CO2量
2年度	96,168,150枚	1,471,373リットル（7,357本）	4,356トン
累計(20年度～)	1,251,101,829枚	21,713,992リットル（108,570本）	70,135トン

※ 無料配布中止参加事業所数（令和2年12月31日現在）：

県内52事業者288店舗（前年度同期比：6事業者減/22店舗減）

※ 令和2年7月1日から国によるレジ袋有料化がスタートしているが、協定による取組は、対象となるレジ袋を「国の有料化の対象外とされたものも含むプラスチック製買物袋」として継続している。

③ 事業者を対象としたごみ減量・リサイクル推進講習会の開催

事業系ごみ減量対策としてごみ減量・リサイクル推進講習会を令和2年12月に青森市内で開催（計16事業所出席）し、食品ロス削減やプラスチック資源化等の循環型経済の新潮流についての講話等を行った。

イ プラスチックごみ対策

① 取組概要

海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染の懸念や、使用済プラスチック等の輸入規制の拡大により、これまで以上に国内資源循環が求められていることを背景に、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年7月には、全国でレジ袋有料化義務化が開始された。

このため、県としてもプラスチックごみ対策に重点的・集中的に取り組むこととし、令和2年5月20日に「あおりプラごみゼロ宣言」を行い、令和2年度から新規重点事業として、プラスチックごみの発生抑制、海洋ごみの回収促進及びプラスチックの資源循環の一層の強化を図った。

② 令和3年度取組内容

ア) 県民行動の促進

・マイバック・マイボトルの活用を促進するポスターを作成し、県内小売店等に配布した。

イ) プラスチック資源循環の取組支援

・事業者によるプラスチック資源循環の取組を促すため、事業者を対象にプラスチックの再資源化に関する研修会を開催する。

ウ) 海ごみゼロキャンペーンの展開

- ・青い森鉄道車体広告等による「あおり海ごみゼロキャンペーン」の展開
- ・民間団体による海洋ごみ回収・発生抑制啓発活動の支援（補助）

(2) 食品ロス削減対策の推進【環境政策課】

ア 県民への普及啓発

本県のごみ減量・リサイクル推進には、令和元年度県調査で生活系可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量と再生利用の促進が課題となることから「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」の実践を促進するとともに「食べきり推進店・食べきり推進事業所」制度により、県全体の食品ロス削減に係る気運を高め、事業系食品ロスを削減するため3010（さんまるいちまる）運動の実践を促進している。

令和2年度は以下の取組を実施した。

① あおり食べきり推進オフィス・ショップの認定

あおり食べきり推進オフィス・ショップ認定制度を創設し、認定事業者の募集を行うとともに、県民への周知及び利用促進を図った。

（令和3年3月31日現在 167事業所）

② 3つの「きる」、3010運動の普及啓発

食べきり推進オフィス・ショップ制度や3010運動、12～1月の「料理は食べきる強化月間」をホームページで周知した。

③ 青森県食品ロス削減推進計画の策定

食品ロス削減推進法が令和元年7月に施行されたことを受けて、青森県事業系食品ロス実態調査を実施した上で、「青森県食品ロス削減推進計画」を「第4次青森県循環型社会形成推進計画」の中に盛り込んだ。

イ 令和3年度取組内容

令和2年度事業に加え、新規に「てまえどり」の普及啓発を行う。

① あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定

② 3つの「きる」や、3010運動の普及啓発

3つの「きる」のポスター、チラシを新規作成し、配布する。

③ 「てまえどり」キャンペーン実施等による普及啓発

陳列棚の手前の消費期限・賞味期限の近い商品を、飲食する時期を考慮して積極的に購入する「てまえどり」普及のため、本年10月に県内スーパー53店舗で「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」を実施する。

ウ 表彰

① もったいない・あおもり県民運動推進会議・行政部会合同会議の開催

県民運動の一層の取組推進を図るため、関係団体（60団体）で構成する推進会議と市町村・一部事務組合で構成する行政部会の合同会議を平成31年4月24日に開催した。会議では、「COOL CHOICE あおもりアクションプログラム2019」を採択し、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス・賢い選択）」に呼応して県民運動の一層の充実・強化を進めることとした。

② もったいない・あおもり賞等表彰式の開催（R2年度）

○内容

青森県循環型社会形成推進功労者等表彰	4個人、3団体
もったいない・あおもり賞	5事業者、3団体
スマートムーブ通勤アワード表彰	4事業所

○日時・場所

令和3年1月22日（金） 青森県庁西棟8階大会議室

2 一般廃棄物の3Rの推進【環境政策課】

（1）ごみ減量・リサイクルの推進

ア 取組概要

ごみ排出量及びリサイクル率の目標達成に向け、平成29～30年度に「3R推進機能ステップアップ事業」、令和元～2年度に「ごみ減量チャレンジ980」3R推進事業を実施した。その後継事業として、令和3年度は「資源をきれいにまわそう」適正分別等推進事業を実施し、県民への3R啓発や、小学生向け3Rチャレンジ事業を展開するとともに、事業者の適正分別の推進や市町村等の取組強化を支援する。

令和2年度は以下の取組を実施した。

① 県民の“ごみ減量チャレンジ”推進

ア) 県民向け啓発として6月から10月まで「ごみゼロチャレンジ980キャンペーン」を展開し、新聞・SNSへの広告を掲載したほか、啓発グッズの提供や県職員の派遣等により、市町村と連携した啓発活動を行った。

イ) 県内小学校の協力のもと、夏休み期間中に「小学生3Rチャレンジ」を実施し、11月に表彰式（知事出席）を開催した。（協力校：県内全小学校、実施結果報告校：77校、優秀校（表彰校）20校）

② 事業者の“ごみ減量チャレンジ”推進

ア) 市町村と合同で事業所（23 事業所）への個別訪問を実施し、3 R の取組実践の助言、働きかけを行った。

イ) 事業者の3 R 推進を図るため、「事業者向けごみ減量・資源化推進セミナー」を開催した。（令和2年12月4日 ①講演：「食品ロス削減・プラ資源化から読む循環経済の新潮流」 講師：ジャーナリスト、環境省登録環境カウンセラー、全国おいしい食べきり運動ネットワーク 会長 崎田 裕子 氏 ②3 R 取組事例紹介：キヤノンプレジジョン株式会社（弘前市）・青森県民生活協同組合連合会、青森県民生活協同組合、生活協同組合コープあおもり（青森市））

③ 市町村の「ごみ処理最適化」の推進

ア) 市町村等ワーキング会議・3 R 推進地域ネットワーク会議

市町村及び一部事務組合ごとのごみ処理の状況を整理し、ごみ処理や3 R 推進について認識の共有を図る「市町村等ワーキング会議」と、民間事業者と行政が連携して資源物の効果的・効率的な回収方法を検討する「3 R 推進地域ネットワーク会議」を実施し、それぞれ意見交換した。

1 回目（合同開催）：令和2年7～8月 県内6カ所

2 回目（ネットワーク会議のみ）：令和3年3月 書面開催

（県内市町村の一般廃棄物処理の状況は別紙のとおり・参考資料3参照）

イ) ごみ処理最適化研修会

他県先進自治体によるごみ減量化施策の紹介や県内自治体の取組事例を共有し、市町村における今後のごみ減量化施策立案の参考とするため、市町村職員を対象として実施した。

令和2年度は新型コロナの状況を踏まえ、講演資料のみ配布した。

（テーマ「SDG s 未来都市日野市のプラごみ一括回収について」 資料提供：東京都日野市環境共生部）

イ 令和3年度取組内容

① 県民の適正分別等の推進

ア) 「資源をきれいにまわそうキャンペーン」を6月から10月まで展開し、市町村等と連携した重点広報を実施した（啓発ポスター、雑紙回収袋、古紙等資源回収用パネルの作成・配布等）。

イ) 県内小学校の協力を得て、小学生向けの4種類の3 R 実践行動を記載した3 R チャレンジブックを作成・配布し、学童期からの3 R 意識の醸成を図る。

② 事業者の適正分別の推進

ア) 適正分別実施のための事業者向け「資源をきれいにまわす」ガイドブックの作成・配布等を行う。

イ) 適正分別等に取り組む事業者を増やす仕掛けとして、「サンキューカード進呈」モデル事業を実施する。

③ 市町村等の取組強化

ア) 昨年度までの市町村及び一部事務組合との「市町村等ワーキング会議」と、民間資源回収事業等を含めた「3 R 推進地域ネットワーク会議」を統合し、「3 R 地域

推進地域連携会議」として年1回、県内6地区で実施する。今年度は新型コロナの状況を踏まえ、10月に書面開催の予定である。

イ) 引き続き、市町村職員を対象とした「ごみ処理最適化研修会」を開催する。

ウ) 市町村と連携した事業者訪問指導等を実施する。

(2) 地球温暖化対策の推進

ア 取組概要

① COOL CHOICE あおもりステップアップ事業

地球温暖化の問題を県民一人ひとりが“自分事”として捉え、既に現れている気候変動の影響に対する備えや温室効果ガスの排出を抑制する実践行動を促進するため、「COOL CHOICE あおもり」を合言葉に、気候変動に対する意識向上を促す取組及び事業者との連携により実践行動を促す取組を実施した。

② あおもりエコの環スマイルプロジェクトの推進等

県民・事業者、学校・団体それぞれが環境配慮行動に取り組むとともに、相互に連携・協力しながら、地域全体のエコにつなげることを目的とする「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」における情報発信を通じて、県民の環境配慮行動の促進等を図った。

また、環境配慮行動に取り組む事業所等の中から、特に優良な取組を行っている事業所等を「もったいない・あおもり賞」として表彰した。

<あおもりエコの環スマイルプロジェクト参加者、団体数(令和3年3月末現在)>

- ・参加事業所 1,233 事業所
- ・参加団体 94 団体
- ・参加校 35 校
- ・参加県民数 6,541 人

イ 令和3年度取組内容

2050年脱炭素社会実現を目指した、県民、事業者・団体市町村等の意識改革と行動変容に向け、以下の取組を実施している。

① あおもり脱炭素チャレンジ・キックオフフォーラムの開催

もったいない・あおもり県民運動推進会議において、2050年脱炭素社会実現に向けた「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択するとともに、脱炭素社会の実現に向けた気運醸成・情報共有等を目的とした講演会を開催した。

② 普及啓発活動等の実施

- ・気候変動適応行動促進等のための普及啓発ツールの作成
- ・ラジオ局連携広報、プロスポーツ団体連携「アースデイマッチ」イベント、メールマガジンの発行等
- ・住まいのエコ活(断熱DIY実践)を促すパンフレット作成、ホームセンター等での普及啓発活動

③ 市町村脱炭素チャレンジ支援

市町村職員を対象に、地球温暖化対策推進に向けた実行計画の改定・策定等に関する説明会・相談会を実施する。

(3) 「もったいない・あおもり県民運動」の推進

ア 古紙リサイクルの推進

① 古紙リサイクルエコステーションの利用促進

生活系紙ごみのリサイクルを促進するため、スーパーなどの事業者、子供会、町内会、PTAなどの民間団体を対象として、平成21～22年度に実施した古紙の回収施設設置経費に係る補助事業で設置された、古紙リサイクルエコステーションについて、各種広報媒体を活用して利用促進を図った。

(令和3年3月31日現在 県内に46ヶ所58台設置)

【回収実績】

(単位：kg)

年 度	紙 類	紙パック	合 計
21～27年度	3,644,712	10,190	3,654,902
28年度	557,723	3,901	561,624
29年度	957,450	1,530	958,980
30年度	817,066	1,860	818,926
元年度	822,621	1,314	823,935
2年度	799,010	2,505	801,515
累 計	7,598,582	21,300	7,619,882

また、平成22年度から毎年度(株)ユニバースから、「資源ごみ回収ステーション」の設置に対する、レジ袋無料配布中止による収益金の寄付の申出を受けており、令和2年度も市町村と調整を行い、民間団体等による「資源ごみ回収ステーション」の設置を促進した。

【令和2年度寄付実績】

8団体・計1,600千円

(平成22年度からの累計：87団体・計13,391千円)

② 古紙リサイクルセンターの利用促進

紙ごみや衣類などの再使用・再利用をさらに促進するため、古紙回収業者等の協力により、一般家庭や事業所からの古紙及び衣類をいつでも無料で受け入れることのできる古紙リサイクルセンターを県内14箇所に設置しており、各種広報媒体を活用して県民に対して利用促進を図った。

(令和3年3月31日現在：青森市6箇所、弘前市3箇所、十和田市1箇所、むつ市2箇所、つがる市1箇所、鶴田町1箇所に設置)

【回収実績】

(単位：kg)

年 度	段ボール	新 聞	雑誌・雑紙	紙パック	衣 類	合 計
23～27年度	630,269	318,870	594,540	335	26,608	1,570,622
28年度	214,045	117,282	213,621	112	39,631	584,691
29年度	227,032	117,255	236,040	85	32,702	613,114
30年度	225,374	125,152	229,923	92	36,322	616,863
元年度	243,210	119,555	237,657	140	40,408	640,970
2年度	266,824	119,180	248,990	81	36,441	671,516
累 計	1,806,754	917,294	1,760,771	845	212,112	4,697,776

③ オフィス町内会の利用促進

平成 21 年度から、事業系古紙のリサイクルを推進し、事業系ごみの排出量を削減することを目的に、古紙回収業者と連携し、無料で効率的に古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを推進している。令和元年度も各種広報媒体を活用して、青森、弘前、西北五、十和田の 4 オフィス町内会への加盟促進及び利用促進を図った。

【会員数（令和 3 年 3 月 31 日現在）】

青森	: 221 事業所	（前年度同期比	3 事業所増）
弘前地区	: 514 事業所	（前年度同期比	14 事業所増）
西北五	: 82 事業所	（前年度同期比	3 事業所増）
十和田地区	: 135 事業所	（前年度同期比	1 事業所増）
合計	: 955 事業所	（前年度同期比	21 事業所増）

【回収実績】

（単位：kg）

年 度	青森	弘前地区	西北五	十和田地区	合 計
21～27 年度	1,313,322	644,308	158,224	684,864	2,800,718
28 年度	232,874	546,401	51,285	177,733	1,008,293
29 年度	249,514	523,558	77,605	198,604	1,049,281
30 年度	231,353	556,852	63,449	237,140	1,088,794
元年度	235,842	621,940	67,851	243,645	1,169,278
2 年度	240,414	760,104	62,045	219,451	1,282,014
累 計	2,503,319	3,653,163	480,459	1,761,437	8,398,378

④ 衣類のリユース・リサイクルの推進

衣類のリユース・リサイクルは可燃ごみの減量化につながることから、市町村等による衣類回収が県内全域に広がるよう、補助事業等の実施やワーキング会議等の機会に取組を促し、令和 2 年度末現在、実施市町村が 27 市町村にまで拡大した。

また、平成 27 年度からは、県内 14 箇所の古紙リサイクルセンターでも衣類回収を実施しており、回収量は年々増加している。

【回収実績】

（単位：kg）

年 度	市町村	実施市町村	リサイクルセンター	合 計
26～27 年度	506,191	18	23,308	529,499
28 年度	372,232	23	39,631	411,863
29 年度	448,696	24	32,702	481,398
30 年度	455,372	26	36,322	491,694
元年度	505,701	27	40,408	546,109
2 年度	346,246	27	36,441	382,687
累 計	2,634,438	—	208,812	2,843,250

イ 令和3年度取組内容

令和2年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 推進会議の開催等
- ② レジ袋の無料配布中止の推進
- ③ 事業者を対象としたごみ減量・リサイクル推進講習会の開催
- ④ 古紙リサイクルの推進
- ⑤ 衣類のリユース・リサイクルの推進

3 産業廃棄物の3Rの推進について

(1) 産業廃棄物の3Rの推進【環境保全課】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、その事業活動に伴い多量の(特別管理)産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る(特別管理)産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその処理計画の実施の状況について都道府県知事等への報告が義務付けられている。

また、都道府県知事等は、事業者から報告された内容について、事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化への取組を促進するため、同法に基づきインターネット上に公表している。

多量排出事業者の再生利用状況

(単位：t)

区分		排出量	自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後再生利用した量	再生利用業者への委託量
H30年度	産廃	3,192,826	47,528	272,205	610,877
	特管産廃	12,603	318	0	6,108
H29年度	産廃	3,084,946	33,113	236,098	584,462
	特管産廃	12,085	702	0	6,151

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

(2) 建設リサイクル関連対策について【整備企画課】

ア 取組概要

令和2年9月に「建設リサイクル推進計画2020(国土交通省)」が策定されたため、当該計画との整合を図り、施策や計画期間等の見直しを行った上で「青森県建設リサイクル推進行動計画」の改定を行った。(令和3年3月改正)

【参考】青森県建設リサイクル推進行動計画（令和3年3月改正）の達成基準（%）

		実績値 H26年度	実績値 H30年度	達成基準値 R6度
建設廃棄物	再資源化・縮減率	96.4	98.8	99%以上
アスファルト塊	再資源化率	99.0	100.0	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.3	99.9	99%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	43.4	95.5	90%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	28.0	56.3	—
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.9	97.0	97%以上
建設発生土	有効利用率	59.9	73.1	80%以上

※ 再資源化・縮減率：廃棄物を再資源化又は焼却・乾燥等による縮減を行った割合

イ 令和3年度取組内容

① 建設副産物情報交換システム等の活用

ア) 建設副産物情報交換システム

各種事業主体の工事情報や、再生資源化施設等の処理施設情報を一元的に管理運用するもので、工事発注者、排出事業者及び処理事業者間の情報交換により、建設副産物の需給の可視化、適正処理及び再資源化の推進を図る。

イ) 建設発生土の官民有効利用マッチング

公共工事及び民間工事に伴う建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るため、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチング調査に必要となる情報提供を行う。

ウ) 伐木・伐根材発生情報提供システム

工事に伴い発生する伐木・伐根材の発生情報を青森県庁ホームページで公表し、一般の希望者へ提供することで有効利用を図る。

② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

適正な分別解体の実施の推進を図るため、環境部局や青森県解体工事業協会、青森県産業資源循環協会との合同パトロールを実施する。

例年、前期合同パトロール（6月）、後期合同パトロール（10月）の計2回行っているが、新型コロナウイルス対策の観点から、令和3年度後期は全国一斉によるパトロールを中止とした。

③ 建設副産物に関する広報活動

建設リサイクル法の概要等を青森県庁ホームページへ掲載する。

ウ 施策の効果及び課題

① 建設副産物情報交換システム等の活用

建設リサイクルを推進するうえで建設副産物の発生に関する情報共有が欠かせないことから、（一財）日本建設情報総合センターが運営する建設副産物情報交換システムを利用した情報交換が必要であり、本システムを未利用の県内各市町村にも利用を呼びかける等、建設リサイクルの更なる推進に努める必要がある。

② 建設リサイクル法に基づく合同パトロールの実施

現場巡回の充実及び環境部局との更なる連携強化を図り、適正な分別解体が実施されるよう努める必要がある。

③ 建設副産物に関する広報活動

建設業や解体工事業関係者に対し、建設リサイクル法関係の手続きなど建設副産物の適正な取扱いについて、引き続き青森県庁ホームページへの掲載や各種会議等を通じて周知を図る必要がある。

4 リサイクル関連産業の振興について

(1) リサイクル製品の認定、使用の推進について【環境政策課】

ア 取組概要

平成 17 年 3 月に制定した「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（17 年 9 月施行）に基づき、資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、一定の要件に適合するリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進している。

認定数：令和 2 年度上半期	48 製品（新規 0、更新 48）
下半期	11 製品（新規 1、更新 10）
累計	353 製品（令和 3 年 4 月現在）

イ 令和 3 年度取組内容

① リサイクル製品認定事業

製品募集：年 2 回（5 月、11 月）

審査：学識経験者等で構成するリサイクル製品認定審査会における意見聴取等により審査。

② リサイクル産業支援セミナー

循環型社会の形成に向け、県内のリサイクル産業の育成・振興を図るため、「リサイクル産業支援セミナー」を開催。（今年度開催日未定）

ウ 施策の効果及び課題

リサイクル製品認定制度開始後、認定製品数は順調に増加しており、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進につながっている。

なお、県の行う工事又は物品の調達における使用の推進を図るため、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を策定し、平成 20 年 4 月から運用を開始している。

(2) バイオマス資源を活用した事業化の促進等について【地域産業課】

ア 取組概要

農商工の連携による産業振興を推進することを目的として、平成 29 年 2 月に策定した「あおもり農商工連携推進プラン」においては、重点分野の 1 つとしてバイオマスを掲げ、バイオマスを活用した事業化の促進に取り組むこととしている。

イ 令和2年度取組内容

① 農商工連携推進セミナーの運営等

県内のバイオマス関連事業者やバイオマスに興味を持っている者を対象とした「あおもり農商工連携推進セミナー」において、バイオマス関連産業に関するセミナーを実施する。

② 農商工連携による取組に対する専門家派遣

農林漁業者と中小企業者等が連携して事業化に取り組む際に生じる課題等に対して、専門的な知見を有する専門家を派遣する。

③ 「新事業展開等促進補助事業」による助成

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターで実施。創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務(サービス)の開発及び販路拡大などの新たな取組に対する補助。県の推進する重点分野の一つである農工ベストミックス型産業(農商工連携による商品開発等)については、補助率を嵩上げ。

ウ 施策の効果及び課題

バイオマス関連産業の創出は、本県が有する豊富な地域資源の有効活用という観点からも極めて重要であると考えられることから、今後も引き続き、(公財) 21 あおもり産業総合支援センターや(地独)青森県産業技術センターをはじめとする関係機関と連携しながら、バイオマスを活用した新たな事業化の促進に取り組んでいく。

(3) 多様なバイオマスの利活用等について【農林水産政策課】

ア 取組概要

本県は、農林水産業が基幹産業となっており、稲わらやりんご剪定枝、家畜排せつ物、間伐材、ホタテガイ貝殻など、県内農林水産業で発生する多様なバイオマスの利活用を推進するため、以下のとおり種別ごとの具体的な目標を設定し、利用率の向上を図っている。

<バイオマス利用率の現状と目標>

(単位：t,%)

	基準	現状	目標 (令和7年度)
	利用率(年度)	利用率(年度)	利用率
稲わら	98.9 (R1)	98.9 (R2)	100.0
もみ殻	96.7 (H30)	95.1 (R1)	100.0
りんご剪定枝	70.1 (R1)	70.4 (R2)	73.0
りんご搾りかす	93.2 (R1)	93.4 (R2)	100.0
間伐材	51.1 (H30)	49.5 (R2)	57.0
製材残材	100.0 (H30)	100.0 (R2)	100.0
ホタテガイ貝殻	59.2 (H30)	50.6 (R1)	80.0
家畜排泄物	100.0 (H30)	100.0 (R2)	100.0
農業集落排水汚泥	70.1 (R1)	69.8 (R2)	71.0

※基準及び目標の値は第4次青森県循環型社会形成推進計画に基づく。

イ 令和3年度取組内容

バイオマス資源の利用率向上に向け、市町村や民間事業者等のバイオマス活用に向けた取組を支援するとともに、各バイオマス資源の利活用について以下のとおり取り組んだ。

ア) バイオマス資源（稲わら）の利活用について【食の安全・安心推進課】

a 取組概要

「日本一健康な土づくり運動」に基づき、稲わらの水田へのすき込みによる土づくりを推進するとともに、平成22年の「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」制定を受け、県産稲わらの有効利用促進に向けて県内畜産農家等の実需者とのマッチングに取り組んできた。

国内では、中国産稲わらが流通している一方で、安全で良質な国産稲わらに対するニーズが高いことから、県内の稲わらロールの高品質化や稲わら収集事業者の育成・確保が求められている。

b 令和3年度取組内容〈あおもり型稲わら有効利用促進事業〉

- (a) 「稲わら収集技術体系マニュアル」を活用した、既存の収集事業者の育成及び新たに収集に取り組む事業者の確保・育成
- (b) 稲わら焼却防止と有効利用に向けた啓発・指導
- (c) 稲わらの広域的な流通促進マッチング支援

イ) バイオマス資源（施設園芸等）の利活用【農産園芸課】

a 取組概要

冬期間の施設の利用拡大と農業所得の向上を図るため、冬の農業の生産拡大を図ってきたが、近年、燃油価格の大幅な変動や生産資材の価格上昇などにより、加温による施設栽培の面積は徐々に減少している。

b 令和3年度取組内容

- (a) あおもり冬の農業収益力向上対策事業（うち、ハウスの省エネ資材・設備の展示・PR）

○ 事業の概要

（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所の参観デーにおいて、農業者に石油に代わる地域エネルギーを活用した暖房機器等を展示・PRすることによって、生産者の施設等への導入に関する意識啓発を図る。

○ 事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、（地独）青森県産業技術センター農林総合研究所の参観デーが中止となったため、研修会等で、石油に代わる地域エネルギーの活用等について周知する。

- (b) 産地生産基盤パワーアップ事業費補助（国庫 ハード事業）

○ 事業の概要

地域の営農戦略に基づいて実施する、産地の高収益化に向けた農業機械や資材等の導入を支援する。

取組主体	事業内容	補助率
農業者、農業者の組織する団体等	バイオマスボイラー等の導入支援	1/2 以内

ウ) ホタテガイ貝殻のリサイクル【水産振興課】

a 取組概要

近年、ホタテ貝殻は、3万6,000トン～4万7,000トン前後発生し、このうち、年間2万2,000トン～2万4,000トン前後が暗きよ資材、土壌改良材、カキ養殖用採苗器、貝殻粉末製品等として活用されており、リサイクル率は3年平均で約57%となっている。

＜ホタテ貝殻リサイクルの現状＞

(数量単位:トン、%)

項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	3ヶ年平均
カキ養殖用採苗器	1,072	1,796	1,835	1,568
水質浄化剤(中和剤)	0	0	0	0
暗きよ資材	10,491	14,031	12,330	12,284
土壌改良材	3,740	1,003	4,224	2,989
漁場造成	0	0	186	62
貝殻粉末製品	2,556	2,640	1,192	2,129
その他	3,809	3,632	3,803	3,748
合計(a)	21,668	23,102	23,570	22,780
貝殻発生量※1(b)	35,507	39,041	46,596	40,381
リサイクル率※2(%)	61.0	59.2	50.6	56.9

※1 貝殻発生量は、ホタテガイ生産量×0.5

※2 リサイクル率 (a)/(b)×100

b 令和3年度取組内容

- (a) 県内のほたて加工業者及び貝殻処理組合への貝殻利用実績の把握
- (b) 貝殻の入手先等に関する問い合わせに対する情報提供

ウ 施策の効果及び課題

(ア) 市町村の取組状況等【農林水産政策課】

- ・これまでの施策により、バイオマスの活用に向けた意識が向上し、12の市町村がバイオマスタウン構想を策定した。
- ・平成28年10月に平川市が、平成29年10月に西目屋村が、国のバイオマス産業都市構想に認定されるなど、市町村が独自に、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、エネルギー循環型のまちづくりに取り組んでいる。

(イ) バイオマス資源(稲わら)の利活用等【食の安全・安心推進課】

令和3年2月に作成した「稲わら収集作業・技術体系マニュアル」を活用することで、収集事業者の技術向上が図られ、高品質な稲わらロールの生産量が増加し、稲わらの広

域的な流通が促進される。

また、新たに稲わら収集に取り組む事業者を早期育成することにより、稲わらの収集量が増加し、有効利用の促進及び焼却防止に繋がる。

そのためには、

- ① 既存の収集事業者の技術向上に向けた指導等
 - ② 新規収集事業者の掘り起こし及び育成
 - ③ 収集事業者と稲わら需用者とのマッチング支援及びマッチングリストの拡充等の取組
- を行っていく。

(ウ) バイオマス資源（施設園芸等）の利活用【農産園芸課】

石油に代わる地域エネルギーの活用を推進した結果、野菜栽培においてバイオマスエネルギーを導入する事例もみられているが、設備が高額であることから導入が進んでいない。

このため、今後、バイオマスの利活用に向けては、引き続き、補助事業の活用のほか、高収益品目の導入推進が必要である。

(エ) ホタテガイ貝殻のリサイクル【水産振興課】

暗きょ資材や土壌改良材は、利用量が多い一方で年変動が大きく、全体の利用率に影響している。

また、中国へのホタテガイ輸出量は、平成 30 年には 7,700 トン、令和元年には 1 万 4,500 トン、令和 2 年には 5,500 トンと近年多くなっており、貝殻付きで輸出されていることから、海外へ移出する貝殻も相当量あるものと考えられる。

(4) バイオマス資源（発電・熱利用等）の利活用について【エネルギー開発振興課】

ア 取組概要

バイオマス発電については、平成 24 年 7 月の F I T（再生可能エネルギー固定価格買取）制度導入以後、大規模な商用設備が導入されるなど、県内における取組が進展してきている。

【参考】 バイオマス発電に係る県内の FIT 導入状況（資源エネルギー庁公表データ）

単位：kW

年月	バイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）						計
	メタン発酵 ガス	未利用木質		一般木質・ 農作物残さ	建設廃材	一般廃棄物 ・木質以外	
		2,000kW 未満	2,000kW 以上				
H27.3(2015)	0	0	0	0	0	6,624	6,624
H28.3(2016)	210	0	6,250	0	0	6,624	13,084
H29.3(2017)	960	0	6,250	0	0	6,624	13,834
H30.3(2018)	960	0	6,250	12,400	0	6,624	26,234
H31.3(2019)	980	0	6,250	12,400	0	6,657	26,287
R2.3(2020)	980	0	6,250	87,349	0	6,657	101,236
R3.3(2021)	1,580	0	6,250	87,349	0	6,657	101,836

イ 令和3年度取組内容

① 熱利活用普及拡大事業

光熱費等の削減といった本県の課題解決につながる取組として、産業分野において発生する未利用熱を活用したモデルを構築し、熱利活用を推進することで積雪寒冷地にふさわしいエネルギーマネジメントの普及を図る。

- 熱利活用モデル事例集の作成
- 熱利活用普及拡大フォーラムの開催

② 実践的「地域エネルギー事業」導入支援事業

本県の課題解決につながる実践的な「地域エネルギー事業」の導入と地域に存在するエネルギーを有効に利用する仕組みづくりを通じて、スマートコミュニティの形成につなげる。

- 実践的「地域エネルギー事業」モデル導入モデルの構築
- 地域でのエネルギー有効利用に関する勉強会の開催

ウ 施策の効果及び課題

① 効果

- ・未利用熱の活用による関連産業の振興と省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減
- ・エネルギー地産地消化による地域内経済循環の形成
- ・地域エネルギー事業体（資源供給、小売事業、メンテナンス事業等）の創出による産業振興

② 課題

- ・高圧系統の送電容量不足とこれに対応したバイオマスシステムの導入
- ・地域でのエネルギー利用に関する専門知識や事業実施主体の不足
- ・経済性に見合うバイオマス収集方法の確立
- ・地域が主導する形での熱電併給によるバイオマス事業の拡大
- ・売電に依存しない自家消費を目的としたバイオマス事業の導入 等

5 環境公共の推進について【農村整備課】

(1) 取組概要

農林水産部の公共事業への未利用資源（ホタテ貝殻、間伐材等）の活用にあたっては、経済性や地域の要望等を考慮の上、可能な限り多くの事業実施地区において取り組むこととしている。

(2) 令和2年度取組内容（農林水産公共事業）

ア 事業の概要

- ・農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業全般（例えば、ほ場整備、草地整備、水源林造成、藻場造成など）

イ 事業の実施状況

- ・ほ場整備事業等の暗渠排水資材にホタテ貝殻を活用
事業主体：青森県（10地区）

- ・水路改修事業で水路横断の丸太橋に間伐材を活用
事業主体：青森県（1 地区）
- ・中山間地域総合整備事業で階段工に間伐材を活用
事業主体：青森県（1 地区）
- ・復旧治山事業等の残存型柵等として間伐材を活用
事業主体：青森県（9 地区）
- ・海岸防災林造成事業の静砂垣工・防風工等に間伐材を活用
事業実施主体：青森県（9 地区）
- ・水産生産事業等の工事看板に間伐材を活用
事業主体：青森県（27 地区）

（3）施策の効果及び課題

農林水産部の公共事業における未利用資源の利用促進を通して、農業・林業・水産業の各分野が連携することで、環境と調和した持続可能で循環型の農林水産業に向けた取組が広がる。

6 廃棄物の適正処理の推進

（1）各種リサイクル制度に基づくリサイクルの推進【環境政策課】

ア 取組概要

① 容器包装リサイクルの推進

平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行された（完全施行は平成12年4月）。

同法に基づき、平成28年6月に県内全市町村において、平成29年度からの5年間の期間とした「第八期分別収集促進計画」が策定され、県においても市町村の計画を集約し、県全体の容器包装廃棄物の排出量、収集量、分別収集の促進等に関する県の基本的方向を示す「第八期青森県分別収集促進計画」を同年8月に策定した。県はこの計画に基づき市町村における分別収集体制の整備について助言を行うなど、分別収集品目の拡大やリサイクル率の向上を図っている。

令和元年度の分別収集実績は約25,804トンと、「第八期分別収集促進計画」の計画収集量26,443トンの約97.6%となっている。

なお、ガラス類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ダンボールについては全市町村で分別収集が実施されているが、その他プラスチック等については分別未実施の市町村も存在する。

【令和元年度分別収集実績】

(単位：トン)

	平成 30 年度	令和元年度	増減	分別実施 市町村数
無色ガラス	2,587.54	2,413.73	△173.81	40
茶色ガラス	3,364.14	3,272.75	△91.39	40
その他ガラス	3,834.96	3,568.95	△266.01	40
ペットボトル	3,121.72	3,211.53	89.81	40
その他プラスチック	2,713.75	2,731.26	17.51	23
紙製容器包装	1,574.76	1,250.49	△324.27	24
スチール缶	1,912.79	1,835.29	△77.5	40
アルミ缶	1,927.83	1,967.48	39.65	40
紙パック	72.95	70.57	△2.38	32
ダンボール	5,608.12	5,481.94	△126.18	40
合 計	26,718.56	25,803.99	△914.57	—

② 家電リサイクルの推進

平成 13 年 4 月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目について、排出者には廃棄の際の収集運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者には排出者からの引取り及び製造業者等への引渡し、製造業者等には再商品化等がそれぞれ義務付けられた。県は、排出者となる県民に対して、法律の趣旨や仕組み、不法投棄防止に関する広報・啓発を行っている。

県内には、家電リサイクル法による指定引取場所が 7 ヶ所、リサイクル施設が 1 ヶ所設置されており、県内の指定引取場所における令和 2 年度の引取台数は約 13 万 7 千台であり、前年度と比較して約 3.7%増加している。

一方、家電製品の不法投棄は後を絶たず、令和元年度の県内における不法投棄台数は 775 台となっている。

【県内の指定引取場所における引取台数】

(単位：台)

年度	エアコン	テレビ（ブラウン管式、 液晶・プラズマ式）	電気冷蔵庫・ 冷凍庫	電気洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
H28	8,315	32,805	30,811	31,636	103,567
H29	9,102	35,940	32,899	33,717	111,658
H30	11,246	37,103	34,963	35,327	118,639
R01	13,795	40,375	38,579	39,590	132,339
R02	15,256	43,765	38,875	39,401	137,297
累計	57,714	189,988	176,127	179,671	603,500

【県内における家電製品の不法投棄状況】

(単位：台)

年度	エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶・プラズ マ式テレビ	電気冷蔵庫・ 冷凍庫	電気洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
H27	12	746	59	147	154	1,118
H28	12	763	67	157	140	1,139
H29	8	572	100	156	129	965
H30	10	496	89	141	105	841
R 01	19	299	144	153	160	775
累計	61	2,876	459	754	688	4,838

③ パソコンリサイクルの推進

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、事業所から排出されるパソコンについては平成 13 年 4 月から、家庭から排出されるパソコンについては平成 15 年 10 月から、それぞれメーカーによる自主回収・再資源化が行われている。

県は、メーカーによる自主回収・再資源化が円滑に行われるよう、パソコンリサイクル制度について市町村や県民に対し、広報・啓発を行っている。

④ 自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、平成 17 年 1 月から自動車のリサイクルが本格的に実施されている。

同法に基づき、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル、カーエアコンのフロン類の破壊を行うが、こうしたリサイクルに必要な料金は、自動車の所有者が、原則として新車購入時又は継続検査時に負担することとなっている。

自動車のリサイクルに関わる事業者として、使用済自動車を所有者から引き取る「引取業者」及びフロン類の回収を行う「フロン類回収業者」については県等への登録が、使用済自動車から部品を取る「解体業者」及び解体後の自動車を破砕して金属等を回収する「破砕業者」については県等の許可がそれぞれ必要となることから、県では、関係事業者の登録・許可を円滑に進めるとともに、県民に対し、法律の趣旨や制度内容を周知するため、ホームページにおける情報提供などの広報・啓発を行っている。なお、中核市である青森市と八戸市の市内で業を行う者に係る登録・許可業務は、それぞれの市が実施している。

【登録・許可業者数】

区 分	業者数
引取業の登録	200
フロン類回収業の登録	86
解体業の許可	35
破砕業の許可	4

(令和 3 年 7 月 1 日現在・青森市、八戸市の登録・許可数を除く)

⑤ 小型家電リサイクルの推進

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、平成 25 年 4 月から、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電のリサイクルが行われている。

同法は、資源の有効利用と環境汚染の防止を目的とし、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、各市町村の実情に合わせた形でリサイクルを実施するという促進型となっており、県内では平成 28 年度から、全市町村で小型家電の回収が行われている。

県は、小型家電の回収・再資源化が円滑に行われるよう、小型家電リサイクル制度について、県民に対し広報・啓発を行っている。

【県内の使用済小型電子機器等の回収実績】（単位：kg）

年 度	県合計
平成 27 年度	254,311
平成 28 年度	493,620
平成 29 年度	608,921
平成 30 年度	714,116
令和元年度	692,856
累 計	2,763,824

イ 令和 3 年度取組内容

令和 2 年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 容器包装リサイクルの推進
- ② 家電リサイクルの推進
- ③ パソコンリサイクルの推進
- ④ 自動車リサイクルの推進
- ⑤ 小型家電リサイクルの推進

（２）環境美化の推進【環境政策課】

ア 取組概要

空き缶等のポイ捨て・散乱が良好な生活環境や景観を損なっていることから、平成 9 年に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定した（平成 10 年 4 月施行）。

本条例では、自然公園や都市公園等、特に重点的に空き缶等の散乱防止を図る必要がある地区を、市町村の申請に基づき、「空き缶等散乱防止重点地区」として指定しており、現在、三内丸山遺跡、白神山地周辺、十和田湖周辺、つがる国定公園、下北半島国定公園等の 28 地区（18 市町村）を指定している。また、条例に基づき、毎年 5 月と 9 月を空き缶等散乱防止月間として、同月間を中心に県民に対する広報・啓発を行っている。

令和 2 年度は以下の取組を実施した。

① 小学生向け意識啓発冊子の作成・配布

各市町村の要望部数に応じて啓発冊子を作成し、配布した。

② 青い森鉄道車内における広告掲載

中吊りポスターを作成し、7月の1ヶ月間、車内に掲示して行楽地に向かう県民への普及啓発を図った。

イ 令和3年度取組内容

令和2年度に引き続き、以下の取組を実施している。

- ① 小学生向け意識啓発冊子の作成・配布
- ② 青い森鉄道車内における広告掲載

(3) 産業廃棄物の適正処理の推進【環境保全課】

産業廃棄物処理業者等への立入検査・指導状況について

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設及び排出事業者に対して立入検査等を実施している。

主な不適正事項は、帳簿の不備や施設の維持管理が不適切なケース等で、指導に従い是正がなされない場合は、改善命令や措置命令等の行政命令、産業廃棄物処理業の許可取消しや事業の停止等の行政処分を行っている。

また、毎年度、県内各地で、排出事業者等を対象とした廃棄物処理法に関する説明会を開催し、知識の普及等に努めている。

なお、立入検査の実施状況及び説明会の開催状況は下表のとおりである。

産業廃棄物処理施設等立入検査状況（R2年度）

年度	検査対象	立入検査 件数	指 導 件数	措置状況		
				行政処分	行政命令	その他
R2年度	産業廃棄物処理業者	336	111	0	0	111
	産業廃棄物処理施設	226	14	0	0	14
	産業廃棄物排出事業所	989	350	0	1	349
	計	1,551	475	0	1	474
R元年度	産業廃棄物処理業者	467	169	3	0	166
	産業廃棄物処理施設	331	17	0	0	17
	産業廃棄物排出事業所	1,049	340	0	0	340
	計	1,847	526	3	0	523

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

廃棄物処理法説明会の開催状況 (単位：人)

開催地	R元参加人数	R2参加人数
青森会場	140	122
弘前会場	113	88
八戸会場	144	127
五所川原会場	87	73
十和田会場	122	103
むつ会場	38	49
計	644	562

(4) PCBの適正処理の推進について【環境保全課】

ア PCB廃棄物処理対策

PCB廃棄物の適正処理については、青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(平成18年5月策定、平成29年10月変更)に基づき、毎年度処理実施計画を定め、計画的に処理を推進している。

イ PCB廃棄物保管事業者等への立入検査・指導

PCB廃棄物等については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)に基づく立入検査を計画的に実施しているところであり、PCB廃棄物の保管状況等を把握するとともに、確実かつ適正な処理について指導している。

高濃度PCB廃棄物の期限内処分に向け、県では「PCB期限内処分徹底事業」として、PCBを使用した安定器の判別等が行える「仕分け人」を養成するための研修会の開催や、PCB専門員の配置による立入検査の強化、各種広報媒体を活用した事業者等への周知などの取組を実施している。

PCB廃棄物保管届出及び立入検査状況

年度	届出件数			立入検査 件数
	保管及び処分	保管事業場変更	承継	
R2年度	449	19	11	706
R元年度	394	11	0	273

(青森市及び八戸市所管分を除く。)

(5) 優良産廃処理業者認定状況について【環境保全課】

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が審査し、認定する制度であり、優良な産業廃棄物処理業者への優遇措置や排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境の整備を通じて、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。

優良産廃処理業者の認定状況

認定年度	認定件数
R2	56
R元	48

(青森市及び八戸市所管分を含む。)

(6) 災害により発生した廃棄物の適正処理【環境政策課】

ア 取組概要

災害により大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、県内市町村、関係機関等と連携を図りながら、その適正かつ円滑・迅

速な処理の推進を図るため、平成 30 年 3 月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定した。計画の実効性を高めるため、災害廃棄物の処理責任を有する市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、市町村等を対象に災害廃棄物処理の核となる人材育成等を図っている。

令和 2 年度は以下の取組を実施した。

① 市町村等ワーキング会議等での市町村計画策定の働きかけ

市町村担当課長会議や市町村等ワーキング会議等の機会を活用して、市町村の災害廃棄物処理計画策定への取組を促した。

(令和 3 年 3 月末現在策定済 10 市町村：青森市・弘前市・八戸市・むつ市・平川市・今別町・外ヶ浜町・中泊町・藤崎町・南部町)

② 災害廃棄物処理に関する研修会の開催

2 回実施し、1 回目は令和 2 年 11 月に、主に計画未策定市町村職員や初任者を対象に行った。災害廃棄物処理を担当した他県自治体職員の体験談や、県計画の策定に関わった専門家の講演により、災害廃棄物処理計画の基本的内容や、策定の必要性について理解促進を図った。2 回目は令和 3 年 3 月に全市町村を対象に、東北地方環境事務所の人材育成事業を活用して、災害廃棄物対策の最新動向についての講義等をオンライン方式で行った。

イ 令和 3 年度取組内容

① 災害廃棄物処理に関する研修会の開催

1 回目は全市町村を対象に、発災時の初動対応に特化した研修を実施し、対応能力の向上を図った。(東北地方環境事務所の人材育成事業活用：10 月 1 日に実施済)

2 回目は、未策定市町村を対象に、災害廃棄物処理計画作成に関連した研修を実施する。(令和 4 年 2 月頃)

② 計画未策定市町村への計画作成の働きかけ

計画に最低限盛り込むべき事項を記載した穴埋め式のひな形等を市町村に示し、災害廃棄物処理計画の簡易版等として作成を促す。

(7) 海岸漂着物等対策【環境政策課】

ア 取組概要

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが深刻化しており、大量の漂着物の処理が大きな課題となっていたことから、国では平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法を施行し、国や県など各関係主体の役割や処理責任を明示するとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととした。

本県においても、漂着ごみの回収や処理が課題となっていたことから、有識者、民間団体、行政機関で構成する「青森県海岸漂着物等対策推進協議会」を設置するとともに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 23 年 3 月に策定した。

県では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項など、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向を定めた同計画に基づき、国に

よる財源措置を活用して県及び市町村の管理区域における海岸漂着物等の回収・処理事業を実施している。

令和2年度は以下の取組を実施した。

① **海洋ごみの発生抑制に係る啓発**

海洋ごみ発生の原因の一つは空き缶、ペットボトル等のポイ捨てであることから、ポイ捨て防止に向けた県民意識の醸成のため、海洋ごみの発生抑制に係る啓発として、ポスターの作成、配布及びラジオ広報を行った。

② **青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催**

海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図るため、同協議会を開催し、関係者間で取組状況を確認するとともに次年度の対応等を協議した。

③ **海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理**

海岸漂着物等の回収・処理を行う19市町村に対して補助金を交付した。

【交付市町村】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

【補助率】

県管理海岸：10/10

市町村管理海岸：過疎地域等 8/10、その他の地域 7/10

※ なお、朝鮮半島からのものと思料される漂着船の処理については、平成29年度から国の補助率が 9/10 にかき上げされており、地方負担分に対する特別交付税措置の割合も 8割から 10割に引き上げられた。

イ **令和3年度取組内容**

令和2年度に引き続き、以下の取組を実施しているほか、プラスチックごみ対策としても海ごみゼロキャンペーンを行っている。

① **海洋ごみの発生抑制対策**

② **青森県海岸漂着物対策推進協議会の開催**

③ **海岸漂着物等の回収・処理**

【補助金交付予定市町村（19市町村）】

青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、平内町、蓬田村、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、階上町

④ **漂着ごみ組成調査の実施（深浦町、東通村）**

⑤ **海ごみゼロキャンペーンの展開【再掲】**

ア) 青い森鉄道車体広告等による「あおもり海ごみゼロキャンペーン」の展開

イ) 民間団体による海洋ごみ回収・発生抑制啓発活動の支援（補助）

7 **不法投棄対策の推進について【環境保全課】**

産業廃棄物の不法投棄等の対策については、未然防止と早期発見・早期解決が重要であり、県では、市町村や関係機関と連携・協力しながら、各種の取組を実施している。

(1) 未然防止の取組

県民や事業者を対象に、不法投棄防止撤去推進キャンペーンの実施や廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、ラジオ広報などにより意識啓発を図っている。また、産業廃棄物の不法投棄の多くが建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることを踏まえ、平成29年4月から、建設・解体工事の元請業者に対し、産業廃棄物処分業者への引渡しに係る報告を求める、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用している。

さらに、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政、県民の各主体が取り組むべき事項を明らかにするため、県、青森市、弘前市、八戸市及び民間団体とで構成される青森県建設系廃棄物適正処理推進会議において、平成30年12月に青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定するとともに、令和元年度には、各構成機関が実施していくべき取組内容を定め、進行管理を実施している。

(2) 早期発見のための取組

平日の巡回監視に加えて、休日や早朝・夜間のパトロールを行っているほか、警察や国土交通省と連携した廃棄物積載車両の点検、県が保有するドローン及び警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄の多発地域への監視カメラの設置を行っている。また、市町村に不法投棄監視員計69名を配置して、地域に密着したきめ細やかな監視を実施している。

県としては、これらの取組を着実に進めることにより、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期解決に努めていく。

8 環境教育・環境学習の推進について【環境政策課】

(1) 取組概要

令和2年度は以下の取組を実施した。

① 環境出前講座

次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

令和2年度は、小学校34校において、1,778人を対象に71回の環境教育プログラムを実施した。

② 大学との連携による環境人財の育成

環境保全活動や環境教育・環境学習の担い手となる若者を育成するため、令和元年度及び2年度において、大学と学生が主体となって行う体験型環境教育事業の企画運営を青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に委託し、現地調査やワークショップの実施等、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組んだ。

③ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、令和2年度は全国で約9万人、青森県内では25クラブ、1,303人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

また、全国コンクールへの応募作品取りまとめやイベント等でこどもエコクラブの周知を図った。

④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

「体験の機会のある場」の認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシ配布や県ホームページで周知を図った。

⑤ 既存プログラムの活用促進

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・環境学習の機会の教材として、幼児及び児童を対象としたDVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」や、イベントや研修会などで活用できる環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

⑥ 環境情報の提供

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

また、県民、環境保全団体及び事業者等と行政との情報共有を促進するとともに、環境配慮行動を促進するため、青森県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「エコの環メール通信」を月1回発行・配信している。

(2) 令和3年度取組内容

① 環境出前講座

環境教育専門員と県内3地区の環境NPO法人、県との協働により、県内の小学校で環境出前講座を実施している。

② 大学との連携による環境人財の育成

青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に、「環境＋経済＋社会」思考に基づく地域課題解決型授業等による大学生の育成事業を委託し、環境関連講義や現地調査、ワークショップ等の実施により、大学を拠点とした、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する人財の育成を推進している。

③ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブの活動を支援するため、県内のこどもエコクラブに対し、こどもエコクラブ全国事務局が実施している全国エコ活コンクールの壁新聞・絵日記の作品募集、こどもエコクラブ全国フェスティバルなどの情報提供を行っている。

④ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

「体験の機会のある場」の認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシ配布や県ホームページで周知を図っている。

⑤ 既存プログラムの活用促進

環境教育・環境学習の機会の教材として、DVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」や環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を行っている。

⑥ 環境情報の提供

あおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」の開設・運営及び「エコの環メール通信」の月1回の発行・配信を行っている。

9 災害廃棄物処理対策の推進

- ・災害廃棄物処理に関する研修会の開催